

平成28年 3月24日

川島町長 飯 島 和 夫 様

川島町行政改革推進委員会

会 長 平 修 久



川島町行政改革大綱について（答申）

平成27年11月24日付け、川政発第1292号により諮問のありました川島町行政改革大綱について、川島町行政改革推進委員会条例の規定に基づき、本審議会で慎重に検討審議を行った結果、第3次川島町行政改革大綱第3期行動計画の平成26年度評価及び第4次川島町行政改革大綱前期行動計画として、適切なものと認められるので、答申します。本審議会における意見・要望について配慮され、職員が一体となって行政改革を推進されますよう期待します。行動計画の進行管理にあたっては、効果の検証と進捗状況を、行政改革推進委員会へ報告のうえ、定期的に住民に公表すること及び改革の実施内容を逐次見直していただきたいと考えます。

今後の川島町の発展のためには、経費削減を重視した改革の考え方だけではなく、最適な経費による最大効果を発揮できる行政運営を行う必要があると考えます。町民の期待に応えることができるまちづくりを進めるために、町の将来像を見据え、事業の重要性や緊急性を精査し、職員の資質向上によって、町民サービスの向上に努められるよう要望します。

なお、川島町行政改革大綱の基本方針に係る取組について、委員から出された意見は次のとおりです。

改革の基本方針について

（１）住民サービスの向上と効率的な行政運営の推進

①町民・企業と連携した公共サービスについて検討するにあたっては、コスト面のみならず、町民の満足度にも留意してください。

②窓口サービスについては、社会情勢の変化を的確に捉え、町民のニーズに沿ったものとなるよう努めてください。

（２）健全な行財政運営の推進

①町の将来像を見据えたうえで、明確な戦略をもって財政運営を行ってください。

②公共施設等の総合管理については、町民への適切な情報提供に努め、行政サービスの向上につながる計画を策定した上で実施するよう努めてください。

③社会情勢の変化等に応じた使用料・手数料の設定、変更にも努めてください。

（３）職員の意識改革と資質向上

①職員の意識改革は、行政改革を推進する上で不可欠です。職員のモチベーションを高めつつ、町民目線で職務が遂行できる職員の育成に努めてください。

②職員研修については、参加することを目的とせず、職員の能力向上につながるものとなるようその効果の測定、内容の充実に努めてください。

進行管理及び評価について

①取りまとめ担当課における取組という視点ではなく、庁内全体で取り組む意識を持って行政改革を推進してください。それぞれの行動計画の目的を、全職員が理解した上で取組んでください。

②目標の設定や行動計画の進行管理にあたっては、指標を数値化するよう努めてください。

③各行動計画を適正に評価することで、その後の取組の効果がより高まるため、進捗状況や実績について、適正な評価を実施してください。